

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	11 産業機械	改正	A8330-5	土工機械－運転室内環境－第5部:前面窓ガラスデフロスタ試験方法	Earth-moving machinery－Operator enclosure environment－Part 5: Windscreen defrosting system test method	この規格は、土工機械の前面窓ガラスデフロスタの試験方法及び基準について、ISO 10263-5:1994を基に2006年に制定されたもので、運転室に装着されるデフロスタを適正に設計・評価することによって、土工機械の運転員の冬季の視野を適正化し、機械の安全性を高めるのに寄与することを意図して作成された。その後、ISO 10263-5は技術的な面での見直しに基づき2009年に改訂(以下、対応国際規格という。)され、試験装置、試験条件、試験方法及び試験報告書の規定の一部が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が明確化され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における相互理解が促進され、取引の単純公正化及び国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、エンジン回転計及び全面窓ガラス上への供給水測定装置の精度の規定を追加し、また、風速計の測定精度を±10%から0.5m/sに変更する。 ・試験条件において、プロモータの端子電圧の規定を変更し、精度を高める。 ・試験方法において、機械を冷却する方法及び前面窓ガラス上に氷被膜を作る方法の規定を簡略化する。 ・試験報告書において、報告書の記載項目に、試験対象機械のモデル・製品識別番号、試験環境(温度、湿度、風速など)、霜取り状態を明確に区別するための写真の追加などの規定を追加する。		ISO 10263-5:2009	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	対象事項: 土工機械	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月			1
JSA	11 産業機械	改正	A8339	土工機械－クイックヒッチ(クイックカブラ)－安全性	Earth-moving machinery－Quick couplers－Safety	この規格は、土工機械で使用するクイックヒッチ(クイックカブラ)の安全要求事項について、ISO 13031:2016を基として2022年に制定されたもので、クイックヒッチを使用するときにアタッチメントが脱落しないよう確実に装着するための要求事項を規定し、クイックヒッチの使用に対する安全性及び作業効率の向上を確保することを意図して作成された。その後、油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部にクイックヒッチを装着する際にクイックヒッチが不意に落下する不具合を解消するため、ISO 13031は2025年にAmd.1が発行(以下、対応国際規格という。)され、その対応策の規定を追加し、機械の安全性を更に高めた性能規定となった。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の事態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が改善され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における互換性が確保され、国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・安全要求事項及び保護方策の係合機構の規定において、新たに、規定の附属書として油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部に装着されている動力式クイックヒッチに対する要求事項を追加し、本体からこの附属書を引用するように変更する。		ISO 13031:2016/Amd 1:2025	MOD	第2条の該当号: 1(安全度)	対象事項: 土工機械のクイックヒッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B0172	プライス用語	Glossary of terms for milling cutters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主として金属切削用として一般に用いるプライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。 なお、現行規格ではISO 3855 (Milling cutters－Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のプライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義はなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】 今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。 また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「パレル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」「構成刃先」の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼プライス」「クランププライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるため、「溝削り」を「溝切削」へ変更するなど、用語の見直しを行う。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。			無	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：プライス工具	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月		2
JSA	08 機械要素	改正	B2704-1	コイルばね－第1部:基本計算方法	Coil springs-Part 1: Basic calculation methods	この規格は、一般に使用するばねのうち、円形断面の金属材料を用いた、圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの基本計算方法について規定している。この規格で引用しているJIS G 4801(ばね鋼鋼材)が2021年に改正され、あらたに鋼種SUP14が追加された。SUP14は高強度で入手性が優れるため、ばねへの利用が始まっており、SUP14をコイルばねに用いる場合の用途や許容応力を規定する必要が生じている。また、この規格及びJIS B 2704-2は、2018年に他の三つのコイルばねの規格を統廃合して整備をしたが、構成上の理由から規格利用者にとってわかりにくい箇所がある。さらに、ねじりコイルばねについては、耐久性を向上したばねの設計を可能とするために規定内容を修正する必要が生じている。これらの修正を行うため、この規格を改正する必要がある。	材料の追加によって、調達の選択肢が増え、材料の入手性と設計の成立性が向上するため、設計開発業務における生産性の向上が期待される。また、規格の構成を見直すことによって、規格利用者の誤解の防止の他、製品の品質、性能向上などに寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料において、JIS G 4801:2021で追加された鋼種SUP14を追加する。 ・設計応力において、鋼種SUP14の許容せん断応力を新たに規定する。 ・設計応力において、繰返し力を受けるねじりばねに対して、ショットピーニング適用による耐久性向上の効果を、圧縮ばね及び引張ばねと同様に応力係数として記載し、明確にする。 ・応力の説明と、それに基づく計算式や許容応力の決め方が別々の箇条に記載されており、規格利用者が理解しにくい構成となっているので、構成を見直す。			第2条の該当号：2(設計方法) 対象事項：コイルばね	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、オ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B2704-2	コイルばね－第2部：製品仕様及び測定・試験方法	Coil springs－Part 2: Product specifications and method of testing	この規格は、JIS B 2704-1 の基本計算に基づく圧縮コイルばね、引張コイルばね及びねじりコイルばねの材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方について規定している。この規格で引用しているJIS B 2704-1 (コイルばね－第1部：基本計算方法)にて、新たな鋼種SUP14を追加する改正を予定している。これに合わせ、第2部についても、鋼種SUP14を追加し、SUP14をコイルばねに用いる場合の最大試験力での応力値を規定する必要があり、改正を行う必要がある。また、規格名称及び適用範囲が規定している内容に合致していないため、変更する予定である。	新たな材料の仕様及び試験方法が明確になることで、品質が保証されるとともに、効率的な産業活動に寄与し、国際競争力の強化が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・規定内容に合わせ、規格名称を“コイルばね－第2部：製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・適用範囲において、規定する内容を“材料、形状、ばね特性及び寸法の仕様の表し方”から、“製品仕様及び測定・試験方法”に改める。 ・各コイルばねの試験において、新たな鋼種SUP14のばね特性の試験条件を定めるため、最大試験力のときの応力を規定する。				第2条の該当号：1 (形状・等級) 対象事項：コイルばね	法律の目的に適合している。	利点：ア、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月		2
JSA	08 機械要素	改正	B2711	ばねのショットピーニング	Springs-Shot peening	この規格は、ばねの表面に主として圧縮残留応力を与え、疲労、応力腐食割れ、遅れ破壊などに対する抵抗力の向上を図ることを目的として行うショットピーニングについて規定したもので、2009年に発行されたISO 23910-1 (Springs－Shot peening－Part 1: General procedures)を基に、2013年に改正された規格である。この規格の引用規格JIS G 5904 (鋳造ショット及びグリットの粒度試験方法)が2018年に廃止され、JIS G 5903 (鋳鉄製又は鋳鋼製のショット及びグリット)に統合されているため、この引用規格をJIS G 5903に変更する必要がある。同じく、引用規格JIS Z 2244 (ピッカース硬さ試験－試験方法)が2020年に第1部(試験方法)と第2部(硬さ値表)とに分割されているため、この引用規格を、JIS Z 2244-1 (ピッカース硬さ試験－第1部：試験方法)に変更する必要がある。さらに、引用規格JIS Z 8401 (数値の丸め方)の注記に記載があるISO 31-0 (Quantities and units－Part 0: General principles)はすでに廃止となっており、この注記を削除する必要がある。これらはいずれも技術的な影響がないため、追補改正(形式改正)を行う必要がある。なお、対応国際規格に対して2017年に追補が出されているが、追補で修正された誤記はこの規格では対応済である。さらに、2023年に改訂されているが、この規格では引用していない規格の更新と英語表現の修正といった内容であり、この規格への影響はないため、対応国際規格の改訂に伴うこの規格の改正は不要である。	引用規格の整合化を図ることで、この規格の規定に関して誤った解釈がなされることを防止し、円滑なばねの商取引が行われることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ショット(簡条5)の表1(ショットの種類及び主な性状)及びショットの品質及び試験方法(附属書JA)の硬さ試験(JA.3.6)において引用しているJIS Z 2244を、JIS Z 2244-1に置き換える。 ・ショットの品質及び試験方法(附属書JA)の粒度分布試験(JA.3.5)において引用しているJIS G 5904を、JIS G 5903に置き換える。 ・引用規格において、JIS Z 8401に対する注記を削除するとともに、上記の置換えに対応して、引用規格を置き換える。		ISO 26910-1	MOD	第2条の該当号：2 (生産に関する作業方法) 対象事項：ばね	法律の目的に適合している。	利点：イ、ウ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本ばね工業会のWG	2025年7月	21.160	3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	11 産業機械	改正	B6228-2	工作機械－プラミラーの試験条件－精度試験－第2部：ブリッジ移動形(ガントリー形)	Machine tools – Test conditions for bridge-type milling machines – Testing of the accuracy Part2:Travelling bridge (gantry-type) machines	この規格は、JIS B 6190-2、JIS B 6190-7及びJIS B 6191に基づき、汎用目的で使用する普通精度のブリッジ移動形(ガントリー形)プラミラーの静的精度、工作精度及び数値制御軸の位置決め精度の検査条件について規定したものである。対応国際規格であるISO8636-2は、近年、作業効率向上のために回転テーブルを付加したプラミラーが増えていること、また、より高精度な部品の製造が求められていることなどの市場背景に対応するために2024年に改訂され、検査項目の見直しが行われた。ブリッジ移動形(ガントリー形)プラミラーは、大型のワーク(工作物)の加工に使われ、海外への輸出台数も多い。そのため、我が国においても対応国際規格との乖離を解消するとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品同士の比較、受渡し、保守等の目的で行う精度検査の公正性が担保され、活発かつ公正な商取引を促進することができると期待される。また、最新のISOと整合することによりJISが輸出入の障壁となることを防ぐことで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①一般事項において、安全性の向上や新技術の導入のため、機械のレベルリング、ソフトウェア補正、測定方法図に関する規定を追加する。 ②静的精度検査の運動軸に関する検査事項において、次の修正を行う。 ・立てフライスヘッドの運動の幾何精度を詳細に試験するために、新たに垂直方向運動(Z軸)に関する試験事項を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の運動の幾何精度を詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)とコラム運動(X軸)及び立てフライスヘッドサドル運動(Y軸)との直角度の検査事項に代えて、新たに真直度試験及び平行度試験を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の傾きを詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)の傾き変動の検査事項に代えて、新たに角度誤差試験を規定する。 ③静的精度検査のテーブルに関する検査事項において、回転テーブルの幾何精度を試験するため、新たに回転テーブルの振れの試験及び回転テーブルの回転軸に対するZ軸運動の平行度試験を規定する。 ④旋回フライスヘッドをもつ機械が少ないため、静的精度検査において、旋回フライスヘッドに関する試験項目を削除する。また、数値制御による位置決め精度検査の旋回軸に関する検査事項を削除し、新たに回転テーブルの位置決め精度試験を規定する。 ⑤JIS B 6190-12:2024として工作精度試験を規定する規格が発行されたため、この規格から工作精度検査を削除する。		ISO 8636-2:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：工作機械	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本工作機械工業会のWG	2025年7月			1
JSA	02 計測計量	改正	B7610	重錘形圧力天びん	Pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造又は内包型構造のピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力の計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するために必要な計量・技術上の要求事項及び試験方法について規定し、1994年に発行されたOIML R110を基に2012年に改正されたものである。その後、2013年にJIS B 7616(重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法)が制定されたことから、有効断面積の決定に関する規定で重複している事項は、B 7616を引用し重複規定を避ける必要がある。また、不確かさの規定についてもJIS B 7616の規定が適用できる事項については、B 7616を引用することとし、重複を避ける必要がある。このほか、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定されたのに伴い、これへの整合を図る必要がある。このような状況から、関連するJISとの調整を図るとともに実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合を図られるとともに、重錘形圧力天びんの信頼性が向上し、継続的に計量性能が担保された製品が市場に供給されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.11(不確かさ)の記述について、JIS B 7616の(11 発生圧力値の不確かさ)においてより詳細に規定されていることから、これを引用して、製造上必要な規定に絞り記載する。 ・附属書A(A.4.3有効断面積の決定)については、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)と非常に近い規定内容となっているため、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)を引用して、規定の整合性を図り簡素化する。		OIML R110:1994	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月			4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	02 計測計量	改正	B7616	重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法	Operation and calibration procedures of pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、単純型構造及びそれに準じるピストン・シリンダを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力計測に対して用いる重錘形圧力天びんの性能を確保するための使用方法及び校正方法について規定し、2013年に改正されているが、その後、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定され、主としてJIS B 7610及びJIS B 7616で定められた重錘形圧力天びんを標準器としてデジタル圧力計を校正する方法が定められている。しかし、圧力計測に関わる用語の使い方などに一部不整合があるため、この規格においてもこれらの圧力計測に関連するJISに整合する必要がある。また、同時に改正を行うJIS B 7610(重錘形圧力天びんの製造と精度等級のJIS)で規定している有効断面積の決定に関する規定や不確かさの規定において、相互の規定内容に重複がないような規定とすべきとの指摘があり、規定の振り分けを行う必要がある。さらに、与えられた発生圧力値を補正して計算する場合の式を改める必要がある。このような状況から、近年の技術の実態に即し、より適正な校正が可能となるJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錘形圧力天びんの校正及び不確かさ評価方法の統一、高度化が進み圧力の計量トレーサビリティの確保と各種圧力計の製品評価精度の向上に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重錘形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などにより一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錘形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錘形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。			無	第2条の該当号：2(使用方法) 対象事項：重錘形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。			JCSS(計量法校正事業者登録制度)などの適合性認定において活用される。	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月			4
JSA	01 基本	改正	B7726	ロックウェル硬さ試験機及び圧子の検証及び校正	Rockwell hardness test-Verification and calibration of testing machines and indenters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の直接検証方法及び間接検証方法について規定するものである。試験機の重要な構成要素である試験力発生機構には、従来の錘を用いた機械的制御方式ではなく、電気的フィードバック制御を実装したものが増加している。電気的フィードバック制御を採用した試験機では、試験力及び押し込み深さの検証時において、機械的制御の試験機とは異なる留意点が存在するため、電気的フィードバック制御の試験機が必要となる検証要件を規定する必要がある。このため、対応国際規格と整合させ、必要となる検証方法を規定することが必要である。 また、球圧子の材質について、現行のJISでは鋼材と超硬合金の2種類が定義されているが、対応国際規格では超硬合金が標準とされている。前回の改正時に、次回改正において超硬合金を標準とし、対応国際規格に整合させることを記載しており、今回の改正でこれを実施することが必要である。	【期待効果】 既に市場に一定数出回っている電気的フィードバック制御を実装した試験機に対する検証方法を規定することは、使用者及び製造者にとって合理的でありコスト削減につながる。また、球圧子の材料を超硬合金に標準とすることで、基準品の供給者が提供すべきスケールが統廃合され、コスト削減が実現できる。また、スケールの削減により、取引当事者間の取引条件が単純化されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験力の検証及び校正(箇条6)では、錘を用いた試験機の構造上、圧子軸の移動範囲により試験力が変化するため3か所の位置で試験力を校正することと規定しているが、閉ループ制御を備えた試験力制御システムの場合は、発生している試験力をモニタしながら目的の試験力を発生するため移動範囲による試験力の変化がないため、1か所の位置で校正することに減ずることを可能とする規定を追加する。 ・押し込み深さ測定装置の校正及び検証(箇条6)では、全領域に対して均等な4区間以上を測定することと規定しているので、各区間に対し一回の測定で評価可能と理解できるが、測定の系統誤差、偶然誤差、過失誤差の影響を小さくするため、測定回数の要件を追加して、各区間に対し3回測定して評価する規定に変更する。 ・間接検証(箇条7)において、鋼球を使用したスケールを廃止し、超硬合金球のスケールだけに変更する。		ISO 6508-2	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：鈦工業品(ロックウェル硬さ試験機)	法律の目的に適合している。	利点：イ、ウ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月			2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	01 基本	改正	B7730	ロックウェル硬さ試験－基準片の校正	Rockwell hardness test－Calibration of reference blocks	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ロックウェル硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに使用する硬さ基準片の校正方法について規定したものである。今回、対応国際規格であるISO 6508-3が2023年に改訂され、校正用試験機に対する要求事項が細分化され、事業者間比較試験要求も追加された。この規格も国際間取引の円滑化及び事業者間比較試験による事業者間のばらつき改善を主目的として改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に整合させることによって、硬さ基準片の事業者間差の縮小に繋がり、校正の信頼性の向上が期待される。また、国内市場で利用される硬さ試験機の精度管理の利便性、信頼性向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(箇条5)の内容をJIS B 7726(ロックウェル硬さ試験機の校正)に倣い、より細分化する。 ・事業者間のばらつきを改善する目的で新たに技能試験のような事業者間試験についての項目を追加する。 ・対応国際規格に追加された校正用試験機の附属書Dを現行JISの附属書JAと統合して規定する。		ISO 6508-3	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鋳工業品(ロックウェル硬さ試験片)	法律の目的に適合している。	利点： イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本試験機工業会のWG	2025年4月		2
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法(追補)	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC 62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JSME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJSME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半滴巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	【期待効果】 本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・比エネルギーに関する用語において、キャピテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、“キャピテーション係数”の後に“0”を明記する。 ・圧力測定 of 測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“ 6 mm以上”に改める。 ・IEC 62097換算法との比較において、半滴巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。		IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8386	油圧－バルブ－流量に対する差圧特性の決定方法	Hydraulic fluid power－Valves－Determination of pressure differential/flow characteristics	この規格は定常状態における油圧制御弁の流路を通る流量によって発生する差														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8403-1	空気圧シリンダの附属金具寸法－第1部:スフェリカルロッドアイー1MPaシリーズ	Pneumatic fluid power－Mounting dimensions for accessories－Part 1: Rod end spherical eyes, 1 MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリーズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじスフェリカルロッドアイの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8139[Pneumatic fluid power－Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series－Mounting dimensions of rod-end spherical eyes]を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法－第1部:片ロッドー1MPaシリーズー角カバー形ータイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8139:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2
JSA	08 機械要素	改正	B8403-2	空気圧シリンダの附属金具寸法－第2部:ロッドクレビスー1MPaシリーズ	Pneumatic fluid power－Mounting dimensions for accessories－Part 2: Rod end clevis, 1MPa series	この規格は、JIS B 8368-1～JIS B 8368-3 に規定する 1 MPa シリーズ用空気圧シリンダに使用する附属金具の中のめねじロッドクレビスの寸法について規定したもので、2009年に改訂されたISO 8140 (Pneumatic fluid power－Cylinders, 1 000 kPa (10 bar) series－Mounting dimensions of rod-end clevises)を基に、2013年に改正された。しかし、引用規格であり、適用範囲にも記載のあるJIS B8368-1[空気圧シリンダ取付寸法－第1部:片ロッドー1MPaシリーズー角カバー形ータイロッド締付(取付金具固定)式(内径32mm～250mm)]が廃止されており、これらを修正する必要があるため、追補改正を行う必要がある。なお、対応国際規格は、2018年に改訂されており、JIS B 8368-1の対応国際規格であるISO 6430は、このときに引用しないよう改められている。また、それ以外の改訂内容については、既に対応国際規格の改訂内容に対応していたため、これに合わせたJISの改正を行う必要はないと考えている。また、今回の改正の結果、適用範囲は対応国際規格の2018年版と整合することになる。	改正によって、2018年に改正された対応国際規格の適合範囲と整合することになり、相互理解の促進、国際貿易の円滑化などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、“JIS B 8368-1～JIS B 8368-3”を、“JIS B 8368-2及びJIS B 8368-3”に置き換える。		ISO 8140:2018	MOD	第2条の該当号: 1(寸法) 対象事項: 空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	改正	B8628	全熱交換器	Air to air heat and energy exchanger and ventilators	この規格は、居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B8661	電気及び電子制御式油圧ポンプ試験方法	Hydraulic fluid power—Test method for electrically controlled oil hydraulic pumps	この規格は、電気及び電子制御の容積式油圧ポンプの静特性と動特性を確かめるための試験方法について規定したものであり、1989年に制定され2002年に改正された。2002年改正の際、ISO17559が開発途中であったため、ISO_DIS17559を基に改正された。その後2003年にISO17559(以下、ISO17559:2003を対応国際規格という。)が制定されていたが、DISに沿って改正されたという事実が確認されたのが2022年であった。そこで、対応国際規格との差異を確認したところ、動特性試験の圧力補償時の応答特性における圧力上昇率が、対応国際規格では680～920 MPa/sとしているのに対し、690～2 060 MPa/sのため、圧力上昇率が速過ぎ、試験者に対して危険となる可能性がある、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差が±1ではなく±1.5と大きくなっており、流量の計測値にも悪影響を及ぼすなど、いくつか改正すべき点があった。今回、これらに対応し、ISOと整合させるため、このJISを改正する必要がある。	この改正によって、品質を明確化し、また国際的な互換性を確保することが可能となり、取引の単純公正化、相互理解の促進を図ることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動特性試験の圧力補償時の応答特性において、圧力上昇率が早すぎるため、対応国際規格に合わせ690～2 060 MPa/sを680～920 MPa/sに改める。 ・動特性試験の流量のステップ応答特性において、ポンプの流量入力信号値について、試験結果に違いが出ないように対応国際規格に合わせ、最大流量の10%から90%、75%、50%、25%にそれぞれステップ状に変化させるよう改める。 ・測定精度の等級において、測定器の許容系統誤差のうち、測定精度等級Bの回転速度の許容系統誤差を±1.5から±1に改める。		ISO 17559:2003	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 油圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワー工業会のWG	2025年7月		1
JSA	05 電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。 IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、使用者の安全性が向上し、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い“測定不確かさ”及び“定格表示値”を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。		IEC 61557-1:2019、IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項: 絶縁抵抗計	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2024年4月	17.220.20; 29.080.01; 29.240.01	4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings – Part 1: Requirements for measuring instruments	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、直流磁界並びに 1 Hz～100 kHz の周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界の強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment 1が発行された。この変更によって、特にイミューニティ要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 －機器のイミューニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 －対応国際規格の”should”→”shall”への変更に伴う修正を行う。 －3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 －電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 ・校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。		IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号：4(性能) 対象事項：電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点：ア、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月	17.220.20	3
JSA	05 電気	改正	C2812	機器取付け用レール	Mounting rails for devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又は直流1 500 V以下で使用する継電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用レールの種類、形状、性能及び試験方法について規定したものである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保護導体として使用するレールの電気的機能について、保護導体端子台への接続は、IEC 60947-7-2 (Low-voltage switchgear and controlgear – Part 7-2: Ancillary equipment – Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加され、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JISは、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況から、対応国際規格との規定のかい(乖)離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 保護導体として使用されるレールの電気的機能の明確化に伴い性能の向上及び円滑な流通が期待できる。また、対応国際規格との整合によって国際市場への事業の拡大、輸入製品の品質確保などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 “適用範囲”において、従来は明記されていなかったが、保護接地用として使用される取付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-2に規定されていることを追加する。		IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号：1(種類、形状、寸法、性能) 対象事項：機器取付け用レール	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月	29.130.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C3215-0-1	巻線共通規格－第0－1部：一般特性－エナメル銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-1: General requirements－Enamelled round copper wire	この規格は、エナメル銅線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-1(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にED.4及び2019年にAMD1が発行され、製品の品質向上のため、中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧の追加、また、市場の実態を踏まえ、導体抵抗について、公称導体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大すること、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最小両側被膜厚さ(4.3)に“中間公称導体径”についての規定を追加する。 ・市場の実態に合わせ、導体抵抗(表3)において、公称導体径の範囲を拡大する(0.018mm～0.063mm → 0.018mm～0.280mm)。 ・最近の技術の進歩に合わせ、伸びにおいて、最小伸びの規定値を改める。 ・品質向上のため、中間公称導体径について、絶縁破壊電圧の規定値を追加する。 ・試験結果の再現性を向上するため、参考として附属書に記載している導体抵抗の算出方法を規定として明確にする。		IEC 60317-0-1:2013(ED4.0)+AMD1:2019	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4
JSA	05 電気	改正	C3215-0-2	巻線共通規格－第0－2部：一般特性－エナメル平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-2: General requirements－Enamelled rectangular copper wire	この規格は、エナメル平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-2:1997(ED.3)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。融着層をもつものに対すして絶縁破壊電圧を追加、また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を次のように変更する。 －幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下 → 2.00mm以上、31.50mm以下 －厚さ：0.80 mm 以上、5.60 mm 以下 → 0.80mm以上、10.00mm以下 ・導体寸法の範囲の拡大に伴って、面取半径、伸びなどの規定値を改める。 ・絶縁破壊電圧において、融着層をもつものに対する規格値を追加する。		IEC 60317-0-2:2020(ED.4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。			国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-3	巻線共通規格－第0－3部：一般特性－エナメルアルミニウム線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-3: General requirements－Enamelled round aluminium wire	この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定する														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-2	巻線個別規格―第2部：クラス130の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線	Specifications for particular types of winding wires―Part 2: Solderable polyurethane enamelled round copper wire,															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3216-1	巻線試験方法―第1部：全般事項	Winding wires-Test methods-Part 1:General	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の試験方法の全般事項について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-1:1996(Ed.2)+AMD1:2003+AMD2:2009を基として、2011年に制定された。その後、対応国際規格は、2021年にED.3、2025年にAMD1が発行され、寸法、機械的特性、化学的特性、電気的特性などの試験方法が規定されている各引用国際規格(IEC 60851-2、-3、-4、-5など)の最新版を適用するための改訂が行われた。また、これらの引用国際規格に対しては、対応するJIS C 3216規格群があり、国際規格の動向に合わせて改正されている。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JIS C 3216規格群の最新版の個別試験規格を適用するために、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格との整合を図り、JIS C 3216規格群(個別試験規格)の目次一覧の記載を削除する。 (対応国際規格ではメンテナンス性向上のために削除された。)	IEC 60851-1:2021、Amd1:2025	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2	
JSA	05 電気	改正	C3216-3	巻線試験方法―第3部：機械的特性	Winding wires-Test methods-Part 3: Mechanical properties	この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線機械的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-3:2009(ED.3)を基として、2011年に制定された。 その後、対応国際規格は2013年にAMD1、2019年にAMD2、2023年にED4.0が発行され、市場の実態に合わせ、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”などの密着試験方法の変更、融着性試験のエナメル平角線への適用などについて改訂された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場実態に即し、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着試験方法がより明確化され、市場の製品品質の向上に寄与する。 ・融着性試験をエナメル丸線に加え、エナメル平角線にも適用されることから、製品品質の向上に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際取引の円滑化に寄与し、ひいては市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・密着試験において、対応国際規格との整合を図り、“ワニス含浸繊維巻丸線及び平角線”、“繊維巻エナメル丸線及び平角線”、及び“テープ巻丸線及び平角線”について、皮膜浮きの測定方法を明確化(切れ目から線の長手方向に皮膜が浮いている部分の長さを測定)する。 ・融着性試験において、対応国際規格との整合を図り、エナメル平角線にも適用するよう改める。	IEC 60851-3 Ed. 4.0:2023	MOD	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-8	電子機器用固定コンデンサー第8部:品種別通則:固定磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification:Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1	【制定														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-11	電子機器用固定コンデンサー第11部:品種別通則:固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 11: Sectional specification - Fixed poly															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-21	電子機器用固定コンデンサー第21部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデン																

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-23	電子機器用固定コンデンサー第23部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use electronic equipment- Part 23: Sectional specification- Fixed metallized polyethylene															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5201-8	電子機器用固定抵抗器－第8部：品種別通則：表面実装用固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification- Fixed surface mount resistors															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5402-1-100	電気・電子機器用コネクタ―試験及び測定―第1-100部：一般―JIS C 5402規格群一覧	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1-100: General-Applicable publications															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイス－第1部:通則(追補1)	Non-wavelength-selective fiber optic branching devices – Part 1: Generic specification (Amendment 1)	【制定														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5920-1	光伝送用パワー制御受動部品－第1部:通則	Fiber optic passive power control devices – Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部:FC－P C形光ファイバコネクタ類(F01形)																

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換－第3－2部:1310nm																

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-4-1	光増幅器－測定方法－第4-1部：過渡パラメータ二波長法を用いた利得パラメータ測定	Optical amplifiers-Test methods-Part 4-1: Transient parameters-Measurement of															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-5-1	光ファイバ増幅器－測定方法－第5－1部:光反射率パラメータ測定方法－光スペクトラムアナライザを用いた測定方法	Optical amplifiers-Test methods - Part5															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6191	波長可変光源試験方法	Test methods of tuneable laser sources	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、波長可変光源														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザ製品の安全ー情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6870-1-21	光ファイバケーブル―第1―21部:光ファイバケーブル特性試験方法―機械特性試験方法	Optical fiber cables – Part 1-21: Basic optical fiber cable test procedures – Mechanical															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクトー電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways- Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】 この														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-14	環境試験方法－電気・電子－第2-14部:温度変化試験方法(試験記号:N)	Environmental testing – Part 2-14: Tests – Test N: Change of temperature	【制定														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C60068-2-43	環境試験方法－電気・電子－第2－43部:接点及び接続部の硫化水素試験方法(試験記号:Kd)	Environmental testing –															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-3-4	環境試験方法－電気・電子－第3-4部: 支援文書及び指針－高温高湿試験 (現行名称: 環境試験方法																

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-2-6	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-6部:試験－かん合部締結強度一軸方向引張り</																

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62623	パーソナルコンピュータの消費電力測定方法	Desktop and notebook computers – Measurement of energy consumption	【改正する理由(必要性														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	10 金属・無機材料	改正	H1611	チタン及びチタン合金－分析方法通則	Titanium and titanium alloys – General rules for chemical analysis	この規格は、チタン及びチタン合金の分析方法に共通な分析用試														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary—Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2000年に発行されたIEC60														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6252-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第2部:デルフト形試験片を用いる方法	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of tear strength—Part 2: Small (Delf															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6271-2	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム－電気抵抗率の求め方－第2部: 平行端子電極法	Rubber, vulcanized or thermoplastic－Determination of resistivity－ Part 2: Parallel terminal electrode															

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K6333	溶断用ゴムホース	Gas welding equipment－Rubber hoses for welding, cutting and allied processes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、溶接、切断及びその関連作業で使用するソインホースを含む														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8030	アセトアルデヒド(試薬)	Acetaldehyde (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いるアセトアルデヒドについて規定するもので、2010年に														

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年9月16日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	09 化学	改正	K8951	硫酸(試薬)	Sulfaric acid (Reagent)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、試薬として用いる硫酸について規定するもので、2006年にISO 6353-2:1983を基に														

